

次期「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の策定について

1 計画の趣旨

本県では、県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的に、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念等を定めた「みえ歯と口腔の健康づくり条例」（以下「条例」という。）を、平成24年3月に制定しました。条例第12条において、「知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画を定めなければならない。」と規定しています。

そのため、平成25年3月に「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、歯と口腔の健康づくりについての現状や課題、施策の方向性を示すとともに、県民が歯と口腔の健康づくりに関心と理解を深める取組や、それを推進するための社会環境の整備を図ってきました。

現在の第2次計画が令和5年度に終期を迎えることから、これまでの施策の進捗状況や本県における現状と課題をふまえ、引き続き歯と口腔の健康づくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、次期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第12条第1項に規定する歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画であるとともに、三重の健康づくり基本計画の歯・口腔分野の個別計画として位置づけています。

また、三重県医療計画等、他計画との整合性を図りながら推進していきます。

3 策定に向けた進め方

次期計画の策定にあたっては、国の次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や関係者、県議会及び県民から聴き取った意見をふまえ、医療保健部健康推進課（以下「事務局」という。）が計画案を作成し、市町、関係機関・団体等の代表者からなる三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会（以下「部会」という。）において協議します。また、次期三重の健康づくり基本計画、次期三重県医療計画、次期みえ高齢者元気・かがやきプランの歯科口腔保健に係る内容についても整合性を図ります。

なお、部会において協議した内容については、三重県公衆衛生審議会に報告します。

4 今後の予定

令和5年	8月～9月	第1回部会（骨子案）
	8月～9月	第1回三重県公衆衛生審議会（骨子案）
	10月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（骨子案）
	10月～11月	第2回部会（中間案）
	10月～11月	第2回三重県公衆衛生審議会（中間案）
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
令和6年	12月～	パブリックコメント
	1月～2月	第3回部会（最終案）
	1月～2月	第3回三重県公衆衛生審議会（最終案）
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
	3月	計画策定